

# 設 計 書

予算項目	ポンプ場費-委託料
委託番号	単価 第2号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和6年12月24日	履行期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
委 託 名	八橋汚水中継ポンプ場沈砂・し渣運搬業務委託				
委託場所	八橋本町六丁目12番15号			契約者	
設計金額	金 円也 (1回当たり)				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		八橋汚水中継ポンプ場から排出される沈砂・し渣の運搬業務	
業 務 価 格	業 務 価 格		(予定運搬回数：26回/年)	
	消費税等相当額		運搬先 秋田市総合環境センター(河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1)	
	業 務 委 託 費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

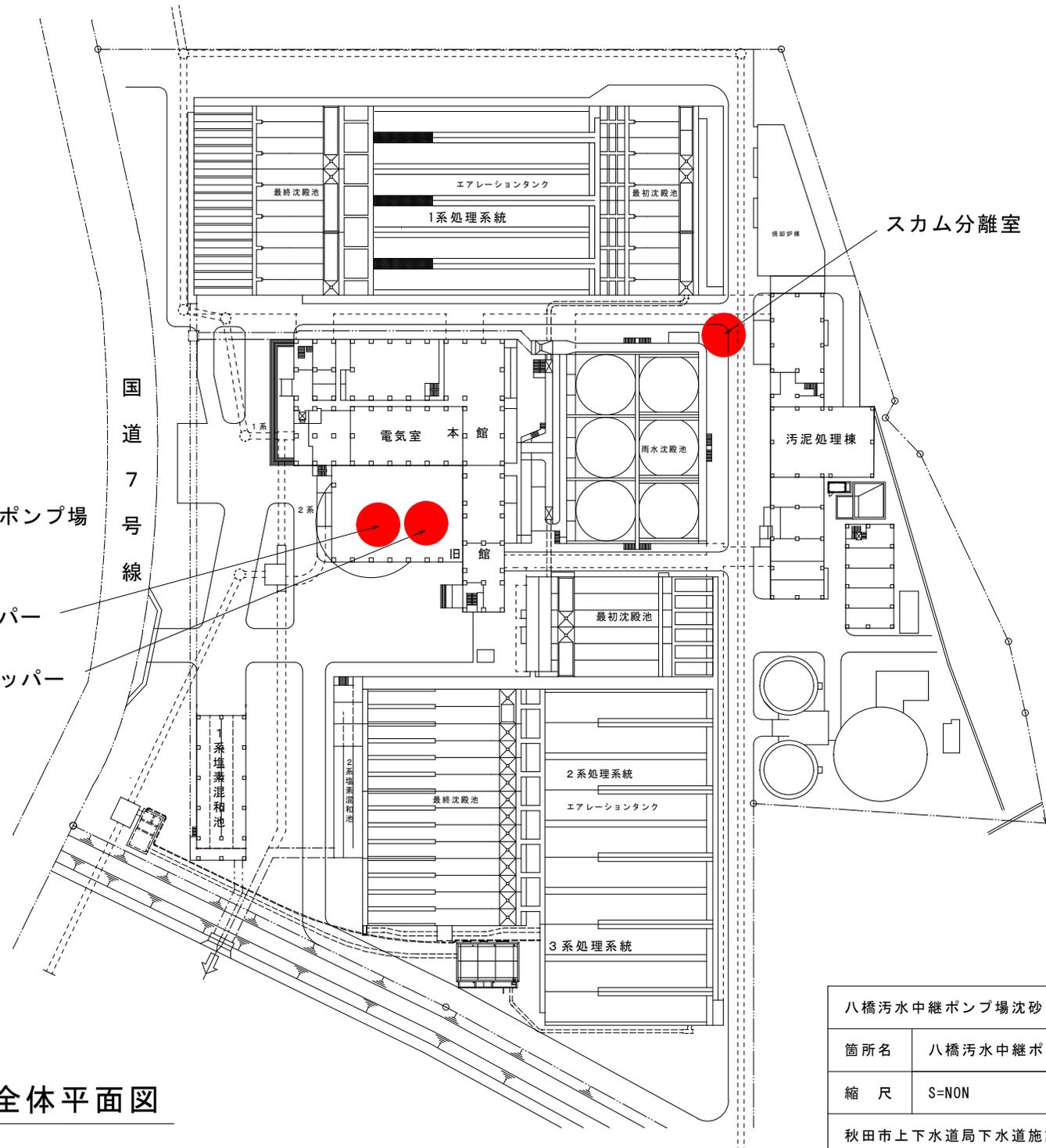


八橋汚水中継ポンプ場

沈砂ホッパー

し渣ホッパー

国道7号線



八橋汚水中継ポンプ場沈砂・し渣運搬業務委託

箇所名 八橋汚水中継ポンプ場

縮尺 S=NON

秋田市上下水道局下水道施設課

八橋汚水中継ポンプ場全体平面図



# 八橋汚水中継ポンプ場沈砂・し渣運搬業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 1 目的

本仕様書は、八橋汚水中継ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の沈砂・し渣運搬業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託場所

八橋本町六丁目12番15号（ポンプ場内3か所）

### 3 有資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する収集運搬業の許可および必要車両を有していること。

### 4 運搬車両

脱着ボディー車で、運搬時の飛散および臭気対策として、シート等で覆うこと。また、コンテナからの漏水を防止すること。

### 5 搬出用コンテナ

ポンプ場の有効寸法を考慮し、高さ1.9m以下の6 m<sup>3</sup>～8 m<sup>3</sup>のコンテナにて運搬すること。

### 6 業務総括責任者等の選任および任務

- (1) 受託者は、従業員の中から業務総括責任者を選任し、書面で委託者に届け出ること。
- (2) 業務総括責任者は、業務分担・作業事項を的確に指示し、遅滞なく業務を遂行するよう努めなければならない。

## 第2章 業務の内容

### 1 業務概要

ポンプ場で発生する沈砂・し渣を車両に積込み、運搬先の受入ピットへ運搬する。

### 2 運搬先

秋田市総合環境センター(河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1)

### 3 運搬回数

予定運搬回数 26回/年

運搬回数については、下水処理水量により増減することがあり、その回数を確約するものでない。なお、1か月あたりの運搬回数は、2~3回を基本とするが、緊急時はその限りではない。

### 4 提出書類

受託者は次の書類を提出すること。

#### (1) 業務実施計画書

ア 組織図

イ 安全管理および緊急連絡体制図

ウ 収集運搬業の許可および車両の登録証等の写し

エ 業務総括責任者に関する書類

オ 従事者名簿(各種免許等の写し含む)

#### (2) 業務(完了・一部完了)報告書(月毎、ただし運搬実績の無い月は提出不要)

#### (3) その他必要な書類

### 5 業務の注意点

(1) ポンプ場の運転業務に支障をきたさないように、ポンプ場運転委託業者と密接に連絡を取り合い運搬すること。

(2) 作業事故防止に努めること。

(3) 運搬先では、委託者が指示する運搬先の職員の指示に従い、円滑な業務を図ること。

(4) 業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに、委託者に報告すること。

(5) 業務に関しては、従事者名簿に記載されている者以外運転してはならない。

## 6 安全衛生管理

受託者は、従事者の労働安全衛生に対する意識の向上および安全の確保と健康の保持に努めなければならない。

- (1) 「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」その他災害防止関係法令を遵守し、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、事故等の発生防止に努めること。
- (2) 業務履行にあたり、安全衛生上の障害が発生した場合には、直ちに必要な安全処置を講じること。

## 第3章 その他

### 1 業務の引継ぎ

入札等により、業務の受託者が変更になった場合は、新・旧両委託業務受託者にて、運搬手順および注意事項等引継ぎを行うこと。

### 2 疑義等

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めることとする。